

指導基本規程違反救済申立処理委員会設置要綱

佐賀県ソフトテニス連盟

(設置)

第1条 公益財団法人日本ソフトテニス連盟が定める「日本ソフトテニス連盟指導基本規程」違反により生じた被害を救済するため、「佐賀県ソフトテニス連盟（以下「佐賀県連」という。）」内に「指導基本規程違反救済申立処理委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から佐賀県連会長が委嘱する。

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 第三者（佐賀県連役員及び現役選手以外の者） | 1名 |
| (2) 佐賀県連役員 | 1名 |
| (3) 佐賀県連代表選手経験者 | 3名以内 |

(任期)

第3条 委員の任期は4年とし、再任を妨げない。

(役員)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の内から会長が委嘱する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は定例委員会と臨時委員会とし、いずれも委員長が招集する。

2 原則として毎年4月に定例委員会を開催するほか、必要に応じ臨時委員会を開催する。

(普及委員)

第6条 指導基本規程の普及と同規程違反についての救済申立及び違反事実申告の相談に応じるため、指導基本規程普及委員（以下、「普及委員」という。）を置く。

2 普及委員は、次の各号に掲げる地区別に1名以上の者を会長が委嘱する。

- (1) 佐賀市、多久市、小城市
- (2) 鳥栖市、神埼市・神埼郡、三養基郡
- (3) 唐津市・東松浦郡、伊万里市、西松浦郡
- (4) 武雄市、鹿島市・藤津郡、嬉野市、杵島郡

3 普及委員の任期は4年とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、佐賀県連の事務局において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

指導基本規程違反救済申立処理委員会

| 役 職 | 氏 名 | 区 分 | 備 考 |
|-------|---------|---------|-----------|
| 委 員 長 | 中 尾 悦 次 | 支部役員 | 県連副理事長 |
| 副委員長 | 森 扶 美 | 第三者 | 県テニス協会理事長 |
| 委 員 | 中 村 孝 司 | 代表選手経験者 | 唐津市 |
| 委 員 | 山 口 ゆかり | 代表選手経験者 | 鳥栖市 |
| 委 員 | 松 尾 直 樹 | 代表選手経験者 | 鹿島市 |

指導基本規程普及委員

| 地 域 | 氏 名 | 所 属 | 備 考 |
|-------------------------|---------|------|-----|
| 佐賀市、多久市 小城市 | 大 串 加代子 | 佐賀市 | |
| 鳥栖市、三養基郡 神埼市・神埼郡 | 樋 口 勝 弘 | 三養基郡 | |
| 唐津市・東松浦郡 伊万里市、西松浦郡 | 力 武 浩 和 | 伊万里市 | |
| 武雄市、鹿島市・藤津郡、 嬉野市、杵島郡 | 高 島 祐 秀 | 武雄市 | |